

旭川医科大学における動物実験施設利用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年1月10日学長裁定)

旭川医科大学における動物実験施設利用細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における動物実験施設利用細則（令和4年3月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則における用語の<u>意義</u>は、規程第2条各号に定めるところによる。</p> <p>2 この細則において動物実験施設を利用する者（以下、「利用者」という。）は各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学内利用者 次条の用途にて動物実験施設を利用又はその用途に係る業務を動物実験施設に依頼する者</p> <p>(2) 一時的利用者 学部学生や学外者等で一時的に利用する者</p> <p>(略)</p> <p>(施設を利用するにあたっての遵守事項等)</p> <p>第5条 利用者は、<u>実験動物の適正な管理及び施設の維持管理のため</u>、各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>本学の規程等及び研究技術支援センターが別に定めるマニュアル</u>に定める事項</p> <p>(2) 管理者及び施設職員の指示する事項</p> <p>2 <u>利用者は、施設の設備、機器等を適切に利用しなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用者は、物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験を実施する場合は、事前に管理者の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則における用語は、規程第2条各号に定めるところによる。</p> <p>2 この細則において動物実験施設を利用する者（以下、「利用者」という。）は各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学内利用者 次条の用途にて動物実験施設を利用又はその用途に係る業務を動物実験施設に依頼する者</p> <p>(2) 一時的利用者 学部学生や学外者等で一時的に利用する者</p> <p>(略)</p> <p>(施設を利用するにあたっての遵守事項等)</p> <p>第5条 利用者は、各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>実験動物の適正な管理及び施設の維持管理のため、規程、取扱細則、本細則、標準業務手順書等に定める事項</u></p> <p>(2) 管理者及び施設職員の指示する事項</p> <p>2 <u>施設の設備及び機器等は適切に利用しなければならない。</u></p> <p>3 <u>安全管理上注意を要する動物実験等を実施する場合は、事前に管理者の承認を得なければならない。</u></p>

(経費の負担)

第6条 利用者は、研究技術支援センター運営委員会（以下、「委員会」という。）の議を経て学長が別に定める施設運用経費を負担するものとする。

(施設の利用停止)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て利用者に対して施設の利用を停止することができる。

- (1) 利用者が施設の運営に支障を生じさせたとき。
- (2) 利用者が規程又はこの細則に違反したとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 災害時等の緊急を要する場合には、管理者が利用者に対して施設の利用を一時中断することができる。

(略)

附 則

この細則は、令和6年1月10日から施行する。

**【改正理由】**

研究技術支援センター運営委員会が設置されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(経費の負担)

第6条 利用者は、動物実験委員会（以下、「委員会」という。）の議を経て学長が別に定める施設運用経費を負担するものとする。

(施設の利用停止)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て利用者に対して施設の利用を停止することができる。

- (1) 利用者が施設の運営に支障を生じさせたとき。
- (2) 利用者が本細則に違反したとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 災害時等の緊急を要する場合には、管理者が利用者に対して施設の利用を一時中断することができる。

(略)